

「渋川市ふるさと感謝券」参加取扱店募集要領

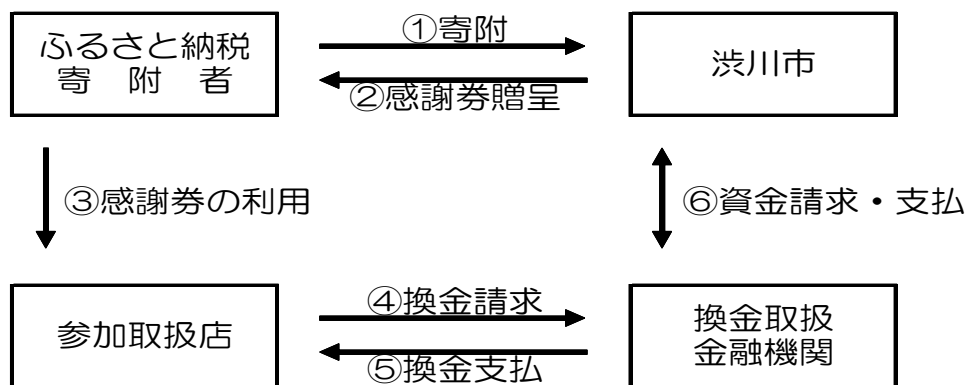
1 目的

渋川市では、ふるさと納税制度による「渋川市ふるさと応援寄附金」を本市に寄附していただいた市外在住の方を対象に、渋川市内（以下「市内」という。）の特産品等をお礼として贈呈しています。

そのお礼の1つとして、平成28年度から、本市への来訪者の拡大及び地域の活性化を図ることを目的に、市内全域の参加取扱店でのみ限定利用できる『渋川市ふるさと感謝券』（以下「感謝券」という。）の贈呈を開始いたしました。

これにあたって、以下のとおり参加取扱店を募集します。

2 事業の流れ



3 感謝券の発行について

- (1) 名 称 渋川市ふるさと感謝券
- (2) 発 行 者 渋川市
- (3) 対 象 者 寄附金額が1万円以上で市外在住の者
- (4) 発行枚数 別表のとおり
※1枚1,000円として発行
- (5) 利用期間 発行日の翌月から1年間
- (6) 利用制限

感謝券により交換できる商品やサービスなどは本市における地場産品（基準については下記のとおり）に限るものとします。ただし、地場産品であっても次に該当する場合は、ご利用いただけません。

- ① 国及び地方公共団体への支払
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、くじ、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金

- ④ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ⑤ 参加取扱店自らの事業上の取引（仕入等）
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業に関する支払

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であって、温泉街における遊技場その他の観光地における観光資源の一つとして当該施設の運営主体が属する地域の観光協会、温泉組合その他地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体が特に重要と認める施設において提供される商品等については、必要に応じて市の確認の後、利用対象とすることができる。

- ⑦ 宗教・政治団体に関わるもの及び公序良俗に反するもの

【地場産品の基準】

- 1 市内において生産されたものであること。
- 2 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - ・食肉の熟成又は玄米の精白
群馬県内において生産されたものを原材料とするもの
 - ・製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程
当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が渋川市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4 市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 本市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 市内に所在する宿泊施設であって、群馬県内においてのみ宿泊施設の運営を行うものが運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、群馬県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- 9 市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - ・当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
 - ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により、特定非常災害と指定された非常災害に際し、災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して、1年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

(7) その他取扱上の注意事項

- ① 感謝券の額面に満たない利用であっても釣り銭は出ません。
- ② 物品の購入等で不足分は現金等で受け取ってください。
- ③ 利用期限を過ぎた感謝券は受け取らないでください。
- ④ 感謝券の紛失や、盗難、滅失、毀損等に対し、渋川市はその責を負いません。

4 参加取扱店について

(1) 参加資格

市内に店舗・施設等を有し、かつ上記3に示す地場産品基準のいずれかを満たす商品を取り扱う事業者とし、市内の店舗・施設等に限り感謝券を使用できるものとします。(宿泊業、小売業、飲食業、娯楽業、農業(観光農園)など)

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

- ① 市税の滞納がある事業者(応募の時点で、市による納税状況確認に同意したものと見なします)
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた施設を除く。)

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であって、温泉街における遊戯場その他の観光地における観光資源の一つとして当該施設の運営主体が属する地域の観光協会、温泉組合その他地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体が特に重要と認める施設については、必要に応じて市の確認の後、対象とすることができる。

- ③ 渋川市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団に関係する事業者
- ④ 宗教・政治団体と関わる場合や、法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者

(2) 手数料

登録に係る手数料及び換金手数料は無料です。

(3) 参加取扱店の責務等

- ① 利用者が持ち込んだ感謝券は、受け取る前に問題が無いか確認してください。感謝券は偽造防止措置を施していますが、不正使用が疑われる場合は受け取りを拒否するとともに、速やかに渋川市役所へ連絡してください。
- ② 利用者が感謝券を持参したときは、感謝券額面どおりの商品の販売やサービス等の提供を行ってください。
- ③ 感謝券の再利用を防止するため、受け取った商品券の裏面所定箇所に必ず参加取扱店名を記入又は押印してください。また、既に他店舗名の記入があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④ 取引を行った感謝券の再利用、交換、譲渡、売買は行わないでください。
- ⑤ 利用者から受け取った感謝券の盗難や、紛失、滅失、毀損、換金期限切れ等によ

る損失は参加取扱店の責務とします。

- ⑥ 市が配付する参加取扱店であることを示すポスターやステッカーを、店頭など利用者にわかりやすい場所に掲示してください。
- ⑦ 群馬県暴力団排除条例及び渋川市暴力団排除条例を遵守してください。

5 申請手続きについて

(1) 申請方法

この「募集要領」の内容に同意のうえ、「様式第1号 参加取扱店申請書」に必要な事項を記入し、広報課へ、郵送、持参のいずれかの方法により提出してください。（持参の場合は市役所開庁日の午前8時30分～午後5時まで）

「参加取扱店申請書」は、渋川市のホームページからダウンロードできるほか、広報課の窓口で受け取れます。

※ 渋川市ホームページ <https://www.city.shibukawa.lg.jp/>

(2) 添付書類

参加取扱店の位置が分かる資料を添付してください。（様式等は問いません。）

(3) 申請期間

随時受け付けています。

(4) 申請後の審査・承認等

申請事業者について、市の審査後、参加取扱店として承認します。承認した場合は、後日「参加取扱店証明書」等を郵送等により通知します。

なお、応募結果に関する異議申し立ては受け付けません。

(5) その他

- ① 渋川市内に複数の店舗がある場合でも、個別の店舗ごとに申請してください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込は受付できません。個別のテナント店舗ごとに申請してください。
- ③ 参加取扱店の情報（店舗名称、所在地等）は、「感謝券参加取扱店一覧」として、市ホームページに掲載し周知いたします。（追加店舗等は随時更新していきます。）

6 換金について

(1) 換金取扱金融機関について

感謝券の換金を取り扱う金融機関は次のとおりです。

金融機関名	支店名等	金融機関名	支店名等
群馬銀行	伊香保出張所 金井出張所 敷島支店 渋川支店 渋川中央出張所	ぐんまみらい信用組合	渋川中央営業部 伊香保支店 子持支店 赤城支店 北橋出張所
北群渋川農業協同組合	本店 北支店 中央支店	北群馬信用金庫	本店営業部 中央出張所 伊香保支店 子持支店 渋川南支店
赤城橋農業協同組合	本所 横野支所 北橋支所 しきしま支所		
東和銀行	渋川支店	足利銀行(※)	渋川支店

※足利銀行は令和3年3月31日まで（以後の換金は不可）

(2) 換金期間

随時受け付けています。

(3) 換金方法

感謝券を取り扱った店舗等は、所定の換金申請書により、30日以内に取扱金融機関の窓口にて申請してください。

※ 取扱金融機関に口座がない場合は、新たに口座を開設する必要があります。

(4) 申請から入金までの日数等

換金申請を受けた週の翌週中に指定口座に入金することを基本とします。

※ 年末年始など休日が連続する週は入金が遅れる場合があります。

7 参加取扱店登録の取消等

(1) 申請内容の虚偽等による参加取扱店登録の取消

申請内容に虚偽が判明した場合又はこの募集要領に違反する行為が認められた場合、もしくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、換金の拒否や登録を取り消す場合があります。また、それにより損害金が発生した際は市から請求する場合があります。

(2) 参加取扱店への意向確認に係る参加取扱店登録の取消

感謝券の取り扱いが一定期間ない参加取扱店には、参加取扱店の継続に関する意向確認を実施します。設定された意向確認期限までに必要な手続きをとらない場合、参加取扱店の登録を取り消す場合があります。

8 その他

- (1) この要領に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めます。
- (2) この募集要領は、本業務の進捗状況等により随時見直すことがあります。
- (3) ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

渋川市 総合政策部 広報課

〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所本庁舎

電話 0279-22-2396 (直通)

FAX 0279-24-6541

別表

渋川市ふるさと感謝券発行枚数一覧

寄附単価	交付枚数
10,000円	2枚
20,000円	5枚
30,000円	8枚
50,000円	13枚
100,000円	28枚
150,000円	43枚
200,000円	58枚
250,000円	73枚
300,000円	88枚
500,000円	147枚
1,000,000円	296枚

「渋川市ふるさと感謝券」参加取扱店申請書

年 月 日

渋川市長 宛

申請者 所在地 〒
 名称
 代表者(職・氏名)
 連絡先
 担当者氏名

※申請者(代表者)の自著がない場合、記名押印が必要

「渋川市ふるさと感謝券」参加取扱店募集要領に同意するとともに、参加資格を満たしていることを誓約し、参加取扱店として登録したく申請いたします。

また、資格審査に当たって、市が市税等の納付状況を調査することを承諾します。

記

店舗名			
チラシ等掲載 店舗名	※掲載の都合により名称の一部を省略表記する場合があります。		
店舗所在地	〒 ー 渋川市 ※所在地が旧渋川町区域の場合は、通称町名も記入してください。<例:渋川市渋川(辰巳町)〇〇〇 等>		
店舗代表者氏名			
業種 □にチェックしてください	<input type="checkbox"/> ①宿泊業		<input type="checkbox"/> ②小売業
	<input type="checkbox"/> ③飲食業		<input type="checkbox"/> ④娯楽業
	<input type="checkbox"/> ⑤その他 () 具体的に記入してください		
主な取扱地場産品 ※地場産品基準は裏面			
電話番号	ー ー	FAX	ー ー
法人名 別途ある場合は記入			

団体加入状況 □にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 渋川伊香保温泉観光協会	<input type="checkbox"/> 伊香保温泉旅館協同組合	<input type="checkbox"/> 渋川地区物産振興協会
	<input type="checkbox"/> 渋川商工会議所	<input type="checkbox"/> しぶかわ商工会	<input type="checkbox"/> いずれも未加入

取扱金融機関(換金手続を予定している金融機関を記入してください)		
金融機関名		本・支店名

※添付書類:参加取扱店の位置が分かる資料を添付してください。

※金融機関は、渋川市内の取扱金融機関一覧から選んでください。(記載内容を取扱金融機関へ情報提供する場合があります。)

※控えが必要な場合は、あらかじめコピーしてください。

※渋川市処理欄(この欄は記入しないでください)	台帳整理		渋川市受付印
市税等の納付状況確認	入力	照合	
確認日: 年 月 日 ()			
確認者: 印			
確認日における市税等の納付状況: 完納・未納あり			

【返礼品の地場産品基準】

- ① 市内において生産されたものであること。
- ② 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ③ 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - 食肉の熟成又は玄米の精白
 - 群馬県内において生産されたものを原材料とするもの
 - 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程
 - 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が渋川市内で生じている旨の証明がなされたもの
- ④ 市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- ⑤ 本市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- ⑥ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- ⑦ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- ⑧ 市内に所在する宿泊施設であって、群馬県内においてのみ宿泊施設の運営を行うものが運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、群馬県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- ⑨ 市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
 - 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により、特定非常災害と指定された非常災害に際し、災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して、1年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）